



2024年3月25日

各位

会社名 ワタミ株式会社  
(コード番号 7522 東証プライム市場)  
代表者名 代表取締役会長兼社長 渡邊 美樹  
問合せ先 取締役 CFO 渡邊 将也  
(TEL 03-5737-2784)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する契約内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月27日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」（以下、「原開示」といいます。）にて、お知らせしたとおり、当社の対象取締役、取締役を兼務しない執行役員及び従業員（以下「対象取締役等」といいます。）に対して、譲渡制限付株式を付与しておりますが、2024年3月25日開催の取締役会において、原開示にてお知らせした当社と対象取締役等との間の「譲渡制限付株式割当契約」の内容を一部変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の内容

原開示の「3. 本割当契約の概要」における以下の箇所を変更しております。変更箇所は下線を付しております。なお、以下に記載している変更箇所を除き、原開示の記載内容に変更はありません。

#### 【変更前】

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあった場合、又は本譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了、定年又は死亡その他の正当な事由により、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には当社が定める業績目標として、当社が公表する 2025年3月期に係る決算短信に記載された連結経常利益（決算短信の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関して合理的に計算した結果に基づくものとする。）の実績が50億円以上であることを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

#### 【変更後】

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあった場合、又は本譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了、定年又は死亡その他の正当な事由により、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には当社が定める業績目標として、当社が公表する 2025年3月期に係る決算短信に記載さ

れた連結営業利益（決算短信の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関して合理的に計算した結果に基づくものとする。）の実績が40億円以上であることを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

## 2. 変更の理由

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主との価値の一層の共有を目的として 2019 年より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株式付与にあたりましては、当社と対象取締役等との間で、「原開示」の「3. 本割当契約の概要」に記載された内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しております。

しかしながら、金融市場の変動を含む外部要因によって経常利益が大きく左右される状況を鑑み、業績達成要件の変更を行うことといたしました。

以上